

2021年1月22日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ 御中

特定非営利活動法人 日本ウイグル協会  
会長 于田 ケリム 様

株式会社ファーストリテイリング  
グループ執行役員（サステナビリティ担当） 新田 幸弘

拝復 2020年12月22日付の貴信にていただいたお問い合わせにつきまして、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

#### 記

1. 上記の報道を受けて、貴社の製品に関するサプライチェーン全体とウイグル人の強制労働に関係性の有無について、更なる実態調査を実施しましたか。  
→ 実施した場合、具体的な方法・内容及びその結果についてご回答ください。  
→ 実施していない場合、今後の実施予定の有無についてご回答ください。

（以下、弊社回答）

弊社では、すべての取引先縫製工場および主要素材工場に対し、「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」に基づき、人権侵害や労働環境を確認する監査を定期的実施しており、これまで、ウイグル人に対するものを含むいかなる強制労働も発生していないことを確認しております。

なお、昨年5月18日付で貴信に回答しました通り、同3月、「オーストラリア戦略政策研究所（Australian Strategic Policy Institute：ASPI）」が発表した報告書内で、ユニクロと関連付けられている Youngor Textile Holdings Co. Ltd、および Qingdao Jifa Huajin Garment Co. Ltd は、ユニクロとの間に取引はないことを確認済みです。

さらに、昨年、ユニクロ、ジーユーの取引先工場の上流工程にある主要な素材工場や紡績工場についても調査を実施し、新疆ウイグル自治区に所在する生産施設がないことを確認致しました。また、新疆ウイグル自治区以外に所在する工場においても強制労働は発生していないことを確認致しました。

原材料について、素材サプライヤーに対しては、調達する綿花の生産においても強制労働がないよう求めています。現在ユニクロでは、国際基準に則って、農家における強制労働や児童労働がなく、人権や労働環境が適正に守られていることが確認された、サステナブルコットンのみを使用しています。今後も、生産過程において人権や労働環境が適正に守られたサステナブルコットンの調達を推進していきます。

2. 上記の報道を受けて、サプライヤーの選定方法や人権デューデリジェンスの実施方法について、対応した点がありますか。

弊社では、すべての取引先工場に「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」の順守を求め、新規に取引を開始する工場に対しては、取引開始前の監査を行い、基準を満たすことが確認された場合のみ取引を開始します。また、取引先工場に対し、上流工程のサプライヤーに弊社の「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」の順守を徹底するよう要請しています。

また、上記の通り、昨年、取引先工場、主要素材工場に加え、その上流工程のサプライヤーの人権デューデリジェンスも開始し、強制労働や人身取引といった人権侵害がないことを確認するとともに、そのリスクの把握を行っています。

3. 貴社の製品がウイグル人の強制労働によって（一部であれ）製造されていたことが発覚した場合、その製品を中国において、製造・調達することを、国際法・国内法の順守、企業倫理、人道的見地から停止する方針ですか。

弊社は、サプライチェーンで働くすべての人の基本的人権を尊重し、いかなる人権侵害も容認しないという方針を取引先工場と共有しております。生産パートナー向けのコードオブコンダクトにおいても、児童労働・強制労働・人身取引・抑圧とハラスメントを明確に禁じております。

今後、万一、弊社の製品が報道されたような強制労働によって生産されていたことが確認された場合には、法令順守や企業倫理の観点、並びに国際基準や弊社基準に則り、強制労働が発覚した工場やサプライヤーにおける当該製品の生産や調達を停止します。

(ご参考)

- 生産パートナー向けのコードオブコンダクト  
<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/labor/pdf/coc.pdf>
- 「責任ある原材料調達」の取り組み概要  
<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/products/procurement.html>

以上